

陳情第190号	受理年月日	令和6年6月6日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	生活保護利用者及び低所得者へのエアコン設置・修理費、電気代助成等を求める陳情について	
要旨	<p>近年は、気候変動の影響で毎年のように猛暑の記録が更新されている。ここ北九州においても、夏の暑さはより長く、耐え難く厳しいものになっている。</p> <p>特に高齢者や障害のある人や低所得者が、冷房のない屋内で熱中症を発症したり、エアコンがあっても電気代を気にして使用できずに、我慢していて熱中症で倒れる例なども多く報じられている。</p> <p>このため、北九州市においても、毎年熱中症警戒アラートを出して注意を呼びかけたり、事業所や地域の団体等に対して協力を呼びかけることなどが取り組まれている。さらに、「まちなか避暑地」の利用の呼びかけなども行われている。</p> <p>公共施設や商業施設における避暑地の設置は、便利で有益な取組だと思われるが、夏の間ずっと、一日中避暑地に座り続けるわけにもいかない。また、足が悪い人や公共交通が不便なところに住んでいる人、アパートの上層階から自力で降りることが困難な人も少なくない。</p> <p>国も県も、あれこれの対策を検討されていると聞くが、決定打というべきものはまだ実現されておらず、すでに今夏も猛暑の季節に入りつつある。</p> <p>毎年、猛暑の季節になると生命の危険を感じながら暮らすというのは、「健康で文化的な生活」とは言い難いものである。</p> <p>以上から、次のとおり陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護の利用者及び生活保護利用者と同水準にある低所得者が、エアコンの設置・修理が必要となったときには、緊急対応として、北九州市がその費用を補助すること。 国に対して、生活保護におけるエアコンの購入・設置費用について、「初めて到来する熱中症予防が必要となる時期」に限定せず、一時扶 	

助として認めるよう要請すること。

- 3 生活保護利用者及び低所得者に、夏季のエアコンの電気代を給付するよう国に要請するとともに、国の措置が行われるまでの間、北九州市において緊急の助成を行うこと。